

平成29年第3回笠松町議会定例会会議録（第5号）

平成29年9月19日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	2番	古 田 聖 人
副 議 長	4番	川 島 功 士
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
総 務 部 長	岩 越 誠
企画環境経済部長	村 井 隆 文
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設水道部長	田中幸治
教育文化部長	足立篤隆
会計管理者 兼会計課長	那波哲也
総務課長	平岩敬康
税務課長	森泰人
企画課長	山内明
健康介護課長	今枝貴子
水道課長	田島茂樹
教育文化課長	天野富三
学校給食センター所長	松本好春
郡教委管理監兼 総務課長	松原和成

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	堀仁志
書記	中野妙子
主任技師	青野浩之
主事	長谷川一輝

1. 議事日程（第5号）

平成29年9月19日（火曜日） 午前10時00分開議

- 日程第1 第56号議案 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書について
- 日程第2 第50号議案 平成28年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 第51号議案 平成28年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 第52号議案 平成28年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 第53号議案 平成28年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 第54号議案 平成28年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 第55号議案 平成28年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について

○議長（古田聖人君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第56号議案から日程第7 第55号議案までについて

○議長（古田聖人君） 日程第1、第56号議案から日程第7、第55号議案までの7議案を一括して議題といたします。

第56号議案の提案理由の説明を求めます。

5番 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 提案理由の説明をいたします。

第56号議案 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書についての提案理由の説明を行います。

地域の活性化、災害時の復旧・復興、日常生活の支えとなるなど、道路整備の重要性はさらに高まってきています。

そんな中、補助率のかさ上げ措置が廃止されてしまえば、道路整備を進めていかななくてはいけない地方にとって、財政的にも厳しい状況となってしまいます。

安定的な財源を確保するため、補助率かさ上げ継続の意見書を提出したいということで、提案させていただくものであります。

ここで意見書を朗読して、皆さんの御賛同を得たいと思いますので、よろしく願いいたします。

道路は交流人口、物流を増大させ、地域経済の成長をもたらすストック効果が期待される社会資本であり、災害時には救援活動や復旧・復興等、町民の生命を守るライフラインとして必要不可欠な社会基盤である。

しかしながら、本町における道路整備はまだまだおこなっている状況であり、通学路の安全対策や既存道路インフラの老朽化対策など、新たな課題に直面する中、安心・安全で円滑な交通を確保する道路整備は急務であり、そのための持続的かつ安定的な財源の確保は極めて重要である。

現在、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定により、交付金事業等の補助率等のかさ上げが平成29年度までの時限措置となっており、道路財特法によるかさ上げ措置の廃止は、交付金事業等活用する地方において財政負担をもたらす、道路整備事業に遅滞を招くこととなります。

よって、国においては地方が必要とする道路整備が計画的に進むよう、道路関係予算の総額

を安定的・持続的に確保するとともに、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年以降も持続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長です。

笠松町においても、引き続き、豊かで安心・安全な地域づくりのため、道路整備の着実な推進が必要と考えておりますので、よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（古田聖人君） お諮りいたします。ただいま提案の第56号議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い、質疑、採決を行うことといたしたいと思っております。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第56号議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い、質疑、採決を行うことに決しました。

第50号議案 平成28年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

前回に引き続き、69ページ、第9款 教育費についての質疑を許します。

質問はありませんでしょうか。

〔「ありません」の声あり〕

続いて81ページ、第10款 公債費について、質問はないでしょうか。

〔「ありません」の声あり〕

続きまして81ページ、第11款 諸支出金について。

〔「ありません」の声あり〕

続きまして81ページ、第12款 予備費について。

〔「ありません」の声あり〕

次に、歳入全般の質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 町税ですが、一般会計歳入歳出決算書の1ページ、2ページについてですが、町民税で不納欠損額が169万277円、それから固定資産税で同じく732万4,602円、そして軽自動車税で21万3,967円、そしてその横にあります収入未済額が町民税で6,305万6,553円、固定資産税で5,884万2,939円、それから軽自動車税で266万8,867円、そして3ページ、4ページになります11款 分担金及び負担金、保育料だと思っておりますが、不納欠損額23万400円、それから収入未済額が642万3,080円、それから12款 使用料及び手数料、これは給食費ではないかと思っておりますが、12万1,320円の未済額があります。そして、国庫支出金の中の国庫補助金で1

億6,457万1,000円の収入未済額があると思いますが、この国庫支出金については説明があったかと思いますが、もう一度お願いをいたします。

以上の中で、不納欠損にするには要綱などに基づいて行われるだろうと思いますが、具体的に説明をしていただきたいと思います。

それから、この不納欠損の決済をしていくに当たっては、当然段取りがあって、どこかで打ち合わせをし、今年度はこの件は不納欠損にしようということをやられるわけですが、それは税務課で行われるのか、町長などが参加した中で一定の時間をとられて検討をされていくものなのかお尋ねします。

そして、特に収入未済額についてですが、それぞれの件数、そしてこの間の取り組み、この1年の中ではこの方たちへの取り組みはどのようなことが行われたのかお尋ねします。

○議長（古田聖人君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは、私のほうから2点について御回答のほうをさせていただきます。

まず、1点目3ページから4ページにわたります第12款 使用料及び手数料の中で12万1,330円の収入未済額についてでございます。

こちらにつきましては、産業廃棄物の処理手数料でございます、事業者が破産手続中のため未収となっているもので、2事業者分に係るものでございます。

続きまして第13款 国庫支出金の中で、こちらの未収入額の1億6,457万1,000円につきましては、繰越明許費として翌年度へ繰越をいたしました住基ネットワークシステム事業、臨時福祉給付金、経済対策分事業、排水路改良事業、サイクリングロード整備事業、給食センター建設事業の特定財源といたしまして収入が見込まれているものでございます。以上でございます。

○議長（古田聖人君） 岩越部長。

○総務部長（岩越 誠君） それでは、私のほうから地方税につきまして、不納欠損処分が要綱等に基づいているのかというような御質問と、あとどのようなプロセスで打ち合わせはしてみえるのかというようなことですか、あと未納の方へは平成28年度はどのように対応されていたのかということについて、お答えします。まず不納欠損につきましては、地方税法の規定がございまして、時効が完成することによって不納欠損をする場合、そして、財産等その他、担税力がないということや、あるいは行方不明等で収納することができないというような場合の即時消滅、そして執行停止後の一定措置後の不納欠損というようなものがございます。それぞれ先ほどの時効の完成につきまして80人、即時消滅が2名、執行停止後、一定年経過、3年なんですけれども、それが24人ということで、額としてはこの不納欠損額になっておると。トータルでは、922万8,846円の不納欠損となったということになります。

あと、打ち合わせというのではなく、今の規定に基づく決裁によって、それぞれ処理をし

ております。

あと3番目の未納の方への取り組みというか、どういった対応をされたかというような御質問ですけれども、決算説明資料になるんですけれども、歳出のほうの56ページの「町税の収納事務を適正に実施した。」という主要な施策・成果及び実績のところの文書催告の状況というところで、国民健康保険税を含むんですけれども、文書催告総件数としては2,322件、うち納付誓約が82件ということで、毎年度御説明しておりますけれども、未納の方につきましては最初に督促状を発送させていただいて、その次の段階に文書による催告をさせていただいて、それでも応じていない場合には納付相談ということで、最終的には納付誓約もされずにということであれば、差し押さえというような形で対応させていただいておるという状況でございます。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） 私のほうからは、児童福祉費負担金のほうの保育料等の未納のことについて御説明させていただきます。

児童福祉費負担金の不納欠損額は、23万400円です。こちらのほうは保育料と、それから放課後児童クラブの利用料のほうが入っております。

この不納欠損につきましては、地方自治法の236条の1に基づきまして、時効が完成したということで不納欠損となっております。この不納欠損の人数ですけれども、実人数で、親さんの数で言いますと、保育料のほうで3人、そのうちお子さんが5人です。それから児童クラブのほうでは、親さんで2人、お子さんで3人となっております。それから収入未済額のほうにつきましては、件数は保育料のほうで、実人数で親さんが27人、お子さんで36人。児童クラブのほうで、親さんで7人、お子さんで8人となっております。

取り組みにつきましては、保育料は、在園時については未納案内の通知や督促状を発行しまして、その後なかなか応じていただけない方につきましては、児童手当の支給時に納付相談のほうをさせていただいたりとか、あと送迎時に職員のほうが対応、折衝とかをしております。

それから退園児につきましては、未納案内の通知、督促状とやはり児童手当の支給時に納付相談のほうを行っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 毎回あれなんです、特に国保のほうのことは、きょうこの場には今、出していないわけですけれども、なかなか納められない人たちに対して、督促状だとかそれだけで済む問題なんですか。この方たち、向こうから何にも言ってこない限りは、黙って放って時を待つ、そんな感じに私は思えて仕方ありません。もう少し、その人たちの身になって相談をし、そして対策を立てていくということが大切ではないかと。これからだんだん重くなり、負担も大変になってくるわけですし、特にその家庭の条件、特に固定資産税などですと、

国民年金などの年金暮らしになった方たちにしたら、とても納められる状況でないようなことも起きているのではないかと思うわけです、私も。ですけれども、実際に固定資産税を納めるのは死ぬまで起こると思いますので、特に核家族になり、子供も少なくなり、負担をしてくださる、支えてくださる方というのは少なくなっているのです、もうその納められない人たちにしてみたら、本当に毎日が不安と、そして何とかしたいという気持ちと、いろいろあって最後は死に追いやるようなことになっていくのではないかと思うのです。この対策について町が、どういう形でかわからないけど、相談に乗り、何か助けてあげられる方法をつくっていくことはできないのかと私は思っておりますが、こういった滞納がどんどん出てくる。国保も含めてここで聞いておきますので、国保は未納が調定額の28%ぐらいになっているんですよね。ですから、本当に大変だと思いますし、これからどうも、だんだん安心して安くなって保険料を納めて医者にかかれるという状況じゃないようですので、介護保険にしても全部そうですが、そういうふうになりそうですので、なおさらこの納められない方たちの状況をきちっとつかんで、そしてその対策を立てるようなことを町としてやっていただくということはどうなのかお尋ねします。

町長でいいと思いますが。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） いずれにいたしましても、やはり納税は国民の義務でありますから、そのことに関して、私どももやはり住民の皆さんの状況をしっかり見詰めながら、決して書類1枚で処置をするわけではなく、そういう状況等を知って、やはり相談をしながら進めて行く、それが基本であると思います。

その基本の基本が、やはり国民の義務を果たすために、その方がどのように対応できるかということ私どもがきちっと相談をして見きわめていくことだと思います。そういうことを丁寧積み重ねながら、皆さんに御理解をいただいて進めることではないかと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） もちろん当の本人も義務だって思っているわけですが、その義務がわかっても納められない状況のときに、町のほうから相談に乗るよという形での相談にぜひして行ってほしいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（古田聖人君） ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」の声あり〕

次に第50号議案全般についての質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） この間の金曜日以降、ちょっと内容が変わったことや聞き逃した事などを質問いたします。

企画費の中の災害防犯情報の緊急時伝達システムASP使用料ということで、これあんしんかさまつメールのことだと思います。もう一つ、その次のページのまぢめぐりアプリとも連動した質問になるわけなんですけれども、この防災あんしんかさまつメールのほうは、防犯とか防災情報にどちらかというの特化したというイメージだと思うんですが、それからまぢめぐりアプリのプッシュ通知というのはイベントの案内であったり、開催通知であったり、中止通知であったりというふうに理解しているんですけれども、それでよろしいですかということと、この2つのすみ分けについて、住民の方に対してどのような周知をされているのかということなんです。

先日イベントの案内をまぢめぐりアプリのプッシュ通知でいただいたんですけれども、例えば土曜日に行われたファミリーコンサートでも、ファミリーコンサートがありますというだけで、日時も場所も内容も一切書いていないプッシュ通知をいただいても、行ってみようかという気になかなかならないんじゃないかなあと思うんですが。本当に人に来てもらいたいなら、内容についてもう少し行ってみたいなあと思える内容をもうちょっと考えるべきだろうと思います。例えば、今、歴史未来館でJAXAの展示をしていただいておりますけど、それも、例えばお知らせのページを開いたときに、タップすればそのページに飛んでリンクされていて、そのページに行けば細かい部分を書いてあって、さらにホームページのほうへアクセスなんかは行くように、タップすれば、アクセス、道、地図が出るようになってはいるんですが、その交通アクセスのページのマップが出るよという案内のそのアイコンが非常にわかりにくい。もう少し全体として住民目線というか、素人目線に立った形に変えていただけないか、考え直していただけないでしょうか。

また、あんしんかさまつメールについて、先ほど総務部長さんに担当違いかもしれませんが話したんですけれども、内容が少し物足りないというか、少ないんじゃないかという御指摘を文書でいただきました。例えば、食中毒警報についても、内容的に食中毒警報が出ましたというだけで、じゃあどうするのかということも含めて、例えば岐阜市は案内が出たり、その問い合わせ先が必ず書いてあるんです。役所としての規模が違いますので、今のうちの状態で例えば、問い合わせ先を書いても、対応できるかどうかという問題もあるかもしれませんけれども。もう少し内容的に、防災情報なら、例えば町の防災のページにこういうところを気をつけてくださいねという記事をつくっておいて、そこへ導入するとか、何かこう、もう少し親切な対応というのはできないかなと思うんですが、この辺についてちょっと一遍に言いましたけれども、よろしくをお願いします。

○議長（古田聖人君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それではお答えをさせていただきます。

かさまつあんしんメールと、まちめぐりアプリ 2つ合わせて御質問いただきまして、いろいろ御助言ありがとうございます。

まず、あんしんメールにつきましては、住民の皆さんの生命ですとか、財産を守るため危険が及ぶような情報について、基本的にお流しをさせていただいております。

議員さん今、いろいろお話しく下さいましたように、いろいろ御意見はあろうかと思えます。私どもは基本として、より早く、確実に、正確な情報をお伝えする。これを基本に今、運用させていただいておるところでございますが、今、お話しく下さいましたように、丁寧、あとわかりやすさという部分も非常に重要な項目であると思えますので、これらも踏まえまして、それぞれの特性を生かした広報に努めてまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願いたします。

また、まちめぐりアプリにつきましては、3月末にリリースをさせていただきまして、今、私どももどういう形で、何を、いつ、どういったものをお知らせするのが利用者の皆さんにとって活用度の高いアプリのなるのかということに着眼いたしまして、これからより完成度の高いものに努めてまいりたいと思えますので、またいろいろところどころで御意見等をお聞かせいただければありがたいと思えます。

今後、せっかくなつくったアプリでもありますので、皆さんにいいアプリだねと言っていたように努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（古田聖人君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

細かいこと言うようですけれども、今、まちめぐりアプリの部分で、例えばその外から来ていただく方を中心に開発されたアプリだと思うんですが、プッシュ通知というのは、実は住んでいる人にとって実に便利なものになり得るという部分があると思えます。

単純に笠松町へ遊びに来ていただける方が、あれを見てというのは、竹中議員が一般質問でやったように、現状のところではもう少し深く発掘していかないと、今のところでは難しいかなと思えます。そういう意味においても、今住んでいる方がいかに便利に使えるかという部分は、あの辺の活用の仕方だと思うので、ぜひとも住んでいる方が便利なような部分というのの中に盛り込んでいただけるとありがたいなというふうに思えます。

それともう一つ、実は「防災講演会が中止になりました」というメールなんですけれども、私も一斉というか、あんしんメールでいただいたんですけれども、ソースコードが直接表示されるというふぐあいが出ました。これは特定のサーバーを経由したものだけなのか、私の端末のものだけなのかわかりませんが、少なくともほか、その後、来たメールについては普

通どおり表示されたので、その1本について何だかのふぐあいがあったと思うんですが、ほかからそういうのはありませんでしたでしょうか。ほかから今までそういうようなふぐあいとか、お知らせというのはなかったでしょうか。その辺についてちょっとお願いします。

○議長（古田聖人君） この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時40分

○議長（古田聖人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

川島議員の質問に対する答弁を求めます。

村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは、私のほうから防災講演会の中止に係るメールについてお答えをさせていただきます。

ただいま状況のほうは確認をさせていただきましたところ、議会事務局から議員さんグループ宛てにメールを送信させていただいたということでした。

その状況の中で、今、お聞かせくださったソースコードが表示されている方、されていない方、普通に今、メール受信できたという方もおられるようでございますので、どういった状況の中でそういった不都合が起きたのかということは、また今度、事象を捉えながら調査・分析のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（古田聖人君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 場合によっては、私の端末だけなのか、私のその経由してきたサーバーに問題があるのかわかりませんが、見ていただいてわかると思うんですが、笠松町ほどのサーバーを通じて配信しているかというのも全部開示された状態になっているので、例えば、善意でない方がそれを見て、そこへ特定の攻撃をしようと思うと、あんしんメールが配信されないという状態が起これかねない情報も出ているということを確認していただいて、きちんと対応策を考えてくださいということをお願いしておきます。

○議長（古田聖人君） 他に質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 職員の有給休暇の取得状況、この年度でもいいんですが、それから残業の状況、その辺の決算としてまとめてあったら教えてください。

○議長（古田聖人君） この際、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時46分

○議長（古田聖人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

長野議員の質問に対する答弁を求めます。

岩越部長。

○総務部長（岩越 誠君） それでは、お答えいたします。

年次休暇の取得状況についてでございますが、一般職員の取得状況といたしまして、総付与日数が4,463日、全対象職員、一般職員としては112人となっておりますので、平均しますと7.1日で取得率としては17.9%ということになっております。

時間外につきましては、非常にちょっと恐縮なんですけれども、一般行政職ということで、その統計資料に基づくんですけれども、66人で1人当たりの金額としましては36万4,800円、時間数の最大が172時間で、最少が11時間というような状況になっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（古田聖人君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 働く職場としては、笠松町では大きい職場だと思いますし、それからこのごろは、働き方改革などと、いろいろと世の中でも言われていますが、公務員がいいとかいろいろ言われるんですけれども、私はやっぱり人は知ろうということ言えば、町だって同じだと思いますし、このことが正確に図られていくような体制づくりって大事ではないかと思いますが、また健康を管理していく上でも、だから一度その勤務の時間をきちっとはかるとか、そして各課によっての状態もあるだろうと思いますので、そこから改善していくような問題も起こってくるのではないかと思います。そのあたりを考慮していただくことをお願いしますが、どうでしょうか。

○議長（古田聖人君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 職員の職務の勤務状態を良好に保つということにつきましては、昔はやっていなかったんですが、毎年総務課長名で各課の職員必要数、これは把握に努めていまして、できるだけ各課が年次休暇が公平にとれる、あるいは時間外勤務が公平に済ませられる、そういった体制をとるように努めておりますが、今、総務部長が答弁したように、かなり時間外の取得の状況においても多い少ないがあるところがございます。

そして、年次休暇の取得についても、まだまだ少ない状況がありますので、そういったヒアリングを通じて、もう少し正確に把握して適切な職員配置等に努めていきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（古田聖人君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） していると思いますが、近隣の市町もどのように勤務評定をしているのか、そのあたりも研究をしていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（古田聖人君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 勤務評定につきましては、おおむね人事院のほうから、こういったやり方で行いなさいというような形がありますので、笠松町としてはそのやり方にのっとってやっておりますが、よそはまだやっていないところ確かにあると思いますが、笠松町はそれに基づいてきちっと対応してやっていきたいと思います。

○議長（古田聖人君） ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 第50号議案 平成28年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論をさせていただきます。

平成28年度一般会計決算では、収入済額の合計は78億8,395万2,356円、支出済額の合計は74億5,086万5,984円で、差引残高は4億3,308万6,372円の黒字です。

この予算を有効に使って、いろいろと住民のために行われてきたことは認めるところですが、自衛隊の隊員の募集、これはいつの間にか広報に毎掲載ようになってきておりますし、けれども、憲法はまだ戦争をしない国になっていると思います。

それから、マイナンバーの普及もだんだんと広げられてきておりますが、それと同時に危険も住民の暮らしの中に広がってくるというふうに思っておりますし、それから食糧の自給率は、なかなか自立していくための自給率にはなっておりませんし、それから食品の安全という問題でも大変心配な状況になってきておりますが、そういうようなことを運営していく1年間であったと思いますので、この決算認定に反対をいたします。

○議長（古田聖人君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

5番 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 平成28年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

この地方の経済情勢は、雇用や所得環境の改善が続き、景気が着実に回復していると判断されておりますが、平成28年度の当町の歳入において、自主財源の大部分を占めている町税は前年

比2.2%、約5,900万円の増加にとどまり、景気回復は大企業や大都市において先行しており、当町にはまだ浸透していないものと考えられます。

こうした財政事情の厳しい中、町が直面する喫緊の行政課題に対し、適切に各事業の実施がなされました。

浸水対策における排水路の改良や防災備品の整備に加え、平成27年度から2カ年かけデジタル化への切りかえを行った防災行政無線は、屋外子局の更新や増設をし、災害時の情報伝達手段の強化が図られ、着実に災害に強いまちづくりに取り組まれました。

また、継続して実施する延長保育や放課後児童クラブの充実に加え、新たに実施した多子世帯における保育料や病児・病後児保育利用料の負担軽減、子育て短期支援施設の開設準備支援など、子育てのしやすいまちづくりを進めるとともに、国際交流の促進、小・中学校の全ての普通教室にICT環境を整備するなど、社会変化に対応した教育活動に取り組まれたことは高く評価します。

そのほか、ごみ処理においては2町共同の積かえ施設を利用し、県外へ可燃ごみの処分委託をするなど、滞りがないように進められ、また継続事業であるサイクリングロード、運動公園、給食センターが計画的に整備がなされ、今後も快適で機能的な生活環境が推進されていくことを期待いたします。

平成28年度の歳出総額は、約74億5,087万円と、前年度に比べ4.9%の増加に加え、実質公債費比率や将来負担比率ともに前年度より微増し、依然として厳しい財政運営ではありますが、第5次総合計画及び総合戦略の将来像達成に向け、いずれも使途・目的に沿った事業を行う上でのことであると考えられますので、平成28年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について賛成いたします。

○議長（古田聖人君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。

起立多数であります。よって、第50号議案は原案のとおり認定することに決しました。

続きまして第51号議案 平成28年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第52号議案 平成28年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑はないでしょうか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり認定することに決しました。

この際、1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午後1時00分

○議長（古田聖人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

第53号議案 平成28年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 一般質問もしながらで申しわけありませんが、平成28年、29年で、第6期で7期目の計画が入ってくるんですが、介護保険料は上がる見込みですか、どうですか。

平成28年、29年までは同じですよね。その点と、それからもう一つは、地域包括支援センター、中学校区に1つということで、そこがこれから福祉と介護保険との形で、それこそ笠松町の安心のもとをつくってくださるところになるようですが、この地域包括支援センターは基本的には介護保険の中の仕事をするというのでしょうか。例えばシルバー人材センターだとか社協などを利用し、また住民の皆さんの福祉の心を生かして、お互いに面倒を見合う大きな中心になるところだとは位置づけられていますが、その財政の基本はどんなふうになるのか、そのことだけお願いいたします。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。第7期介護保険事業計画ですけれども、一般質問でもお答えさせていただきましたが、平成28年度にアンケート調査をしまして、その調査結果も踏まえながら、これから重点施策等、いろいろまた検討していきながら、その中で介護保険料のほうもまた検討していきますので、今のところでは上がるとか、上がらないとかというところは何ともまだ今、検討中でございます。

それから、地域包括支援センターのことについてですが、こちらのほうは介護保険制度の中で、地域包括支援センターというものを置くことになっております。ですので、65歳以上の高齢者に対するいろいろな支援というものをやっております。財源のほうは介護保険のこの包括的支援事業費の中で組んでおります。以上です。

済みません、65歳以上と申し上げましたが、40歳以上の第2号保険者でも例えば、がんの方でしたりとか、難病の方でしたりというのが介護保険の対象になっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（古田聖人君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 要支援1、2も入って、平成28年度から進んでいると思いますけれども、その位置づけは介護保険の中ということだと、例えば要支援1、2の居宅サービスだとかなどで、例えばお掃除をお願いすると、そのお掃除をする方がその家庭の中で気がついて、ここの棧も、あそこの電気の傘のごみも、ほこりも払ってというふうにはなっていないと聞いているんです。基本的にはその介護のメニューに入った形でしかできなくて。地域包括支援センターになれば、そのあたりがもう少し介護していただく人のために間に合うような形でやっていただくことができるようになるのかなあ、もう少し融通がきくようになるのかなあと思っていますが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。介護予防・日常生活総合支援事業のほうで平成29年度から始まりまして、要支援1、2の方の訪問介護と通所介護につきまして、その総合事業の中で実施しております。その中で生活支援というお掃除であったりとか家事援助、その部

分につきましては、御本人さんが希望されるサービスの内容があると思うんですけども、その辺を包括支援センターの方と一緒に計画を立てながら、その方に必要なサービスを実施しております。ただ御家族が見えて、御家族のためにというところまでは、ちょっとその中ではできませんので、御本人さんに必要なサービスを実施しております。以上です。

○議長（古田聖人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり認定することに決しました。

続きまして第54号議案 平成28年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり認定することに決しました。

続きまして第55号議案 平成28年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分についての質疑を許します。

質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第56号議案 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書については、質疑、討論を省き、直ちに採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

第56号議案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第56号議案は、原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（古田聖人君） お疲れさまでございました。

これをもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成29年第3回笠松町議会定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて平成29年第3回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後1時08分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成29年9月19日

議 長 古 田 聖 人

議 員 安 田 敏 雄

議 員 田 島 清 美